



歯科用根管充てん（填）ポイント

JIS T 6515 : 2011

(JDMA/JSA)

平成 23 年 7 月 29 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 医療用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	菊 地 真	防衛医科大学校
(委員)	堤 定 美	日本大学
	浅 岡 伸 之	社団法人日本ファインセラミックス協会
	石 谷 薫	日本歯科器械工業協同組合
	浦 富 恵 輔	日本医療器材工業会
	大 村 昭 人	帝京大学
	小 倉 英 夫	日本歯科大学
	片 山 國 正	社団法人電子情報技術産業協会
	亀 水 忠 茂	日本歯科材料工業協同組合
	甲 田 英 一	東邦大学
	棚 橋 節 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	辻 久 男	社団法人日本画像医療システム工業会
	内 藤 正 章	日本医療機器産業連合会
	根 本 幾	東京電機大学
	松 岡 厚 子	国立医薬品食品衛生研究所
	松 谷 剛 志	財団法人医療機器センター
(専門委員)	村 井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 5.7.13 改正：平成 23.7.29

官 報 公 示：平成 23.7.29

原案作成者：日本歯科材料工業協同組合

(〒111-0056 東京都台東区小島 2-16-14 日本歯科器械会館 TEL 03-3851-7217)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 二瓶 好正）

審議専門委員会：医療用具技術専門委員会（委員会長 菊地 真）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省医薬食品局 審査管理課医療機器審查管理室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	2
4.1 生体適合性	2
4.2 外観	2
4.3 X 線不透過性	2
4.4 標準ポイント及び大テープポイントの要求事項	2
4.5 アクセサリポイントの要求事項	5
5 サンプリング	5
6 試験方法	5
6.1 試験条件	5
6.2 目視検査	5
6.3 X 線不透過性	6
6.4 長さ	6
6.5 直径及びテープ	6
6.6 せい弱性	8
7 包装	9
8 表示及び添付文書	10
8.1 表示	10
8.2 添付文書	10
附属書 JA (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	11
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本歯科材料工業協同組合（JDMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS T 6515:2005**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

歯科用根管充てん（填）ポイント

Dentistry—Root-canal obturating points

序文

この規格は、2006年に第2版として発行された**ISO 6877**を基とし、アクセサリポイントの追加など技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書JA**に示す。

1 適用範囲

この規格は、歯科で用いる根管充てん（填）ポイント（以下、ポイントという。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 6877:2006, Dentistry—Root-canal obturating points (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

なお、平成26年7月28日まで**JIS T 6515:2005**は適用することができる。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS H 2102 アルミニウム地金

JIS T 0993-1 医療機器の生物学的評価—第1部：評価及び試験

注記 対応国際規格：**ISO 10993-1:2003, Biological evaluation of medical devices—Part 1: Evaluation and testing (IDT)**

JIS T 6001 歯科用医療機器の生体適合性の前臨床評価—歯科材料の試験方法

注記 対応国際規格：**ISO 7405:1997, Dentistry—Preclinical evaluation of biocompatibility of medical devices used in dentistry—Test methods for dental materials (IDT)**

ISO 209, Aluminium and aluminium alloys—Chemical composition

ISO 3665, Photography—Intra-oral dental radiographic film—Specification

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

ポイント（point）